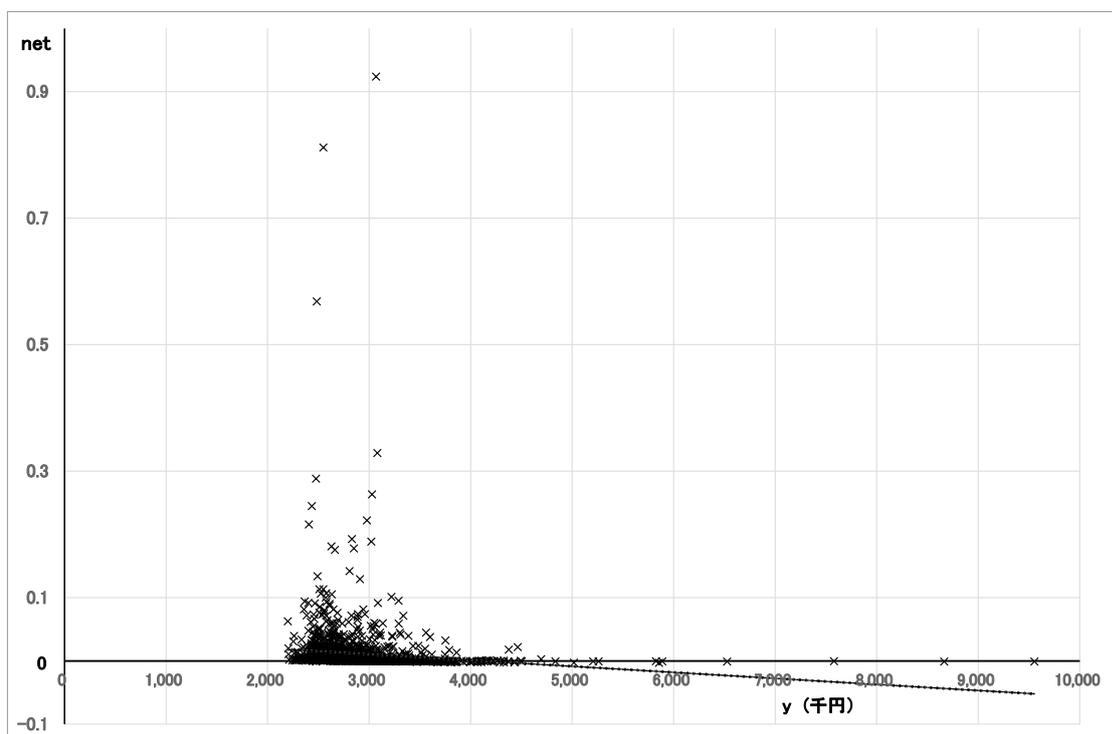


表 5 は、1,741 市町村全てを納税者 1 人当たり総所得金額等 (y) で順位づけを行い、上位 200、下位 200 それぞれについて抽出した結果である。ネット収支額の総所得金額に対する比率 (net) の平均 (200 団体の総所得金額の合計に対するネット収支額の合計の割合) を求めると、上位 200 団体の平均は -0.00038 でマイナス、下位 200 団体の平均は 0.02051 で平均所得の水準が低い地域でふるさと納税によるネット収支がプラスになることが明らかになる。

表 5 で所得が低い地域でふるさと納税による収支がプラスになることは確認された。次に全体の傾向を考察する。1,741 市区町村の 1 人当たり総所得金額等とふるさと納税によるネットの収支比率 (net) の関係を散布図で示したのが図 5 である。

図 5 1 人当たり総所得金額 (y) とふるさと納税によるネット収支 (net) の関係



出所 表 5 と同じ。

全体の中では大きくプラスとなる自治体もある。特に大きくプラスの値となっているのは、図 5 の 3 自治体で上から順に、和歌山県北山村 (0.92)、北海道白糠町 (0.81)、宮崎県都農町 (0.57) である。

このグラフからネットの収支比率 (net) と 1 人当たり所得 (y) の相関を求めると次のような結果となった。

$$\text{net} = 0.0392 - 0.0000096y$$

$$R^2 = 0.0128$$

所得 y に対する係数はマイナスで傾向的には所得 (y) が高いほどふるさと納税による収支とは負の相関にあることが示される。ただし、決定係数は低く、また相関係数は -0.113 で、所得によって net の値が決まるという意味での相関関係は小さいが、傾向として納税者 1 人当たりの総所得金額等が低いほどふるさと納税による財政的な恩恵は大きいことが示されている。

3-4 分析結果のまとめ

本稿での目的は、ふるさと納税が個々の納税者、個々の市町村にとってどのような効果をもたらしているかを分析することである。所得階級別の分析では、ふるさと納税による寄附金控除が高所得層に集中していることが明らかになった。ただし、ふるさと納税は基本的には 2,000 円分を除いて、納税先が変わるだけであり、税負担が軽減されるという意味でのメリットはない。ふるさと納税を行うことによるメリットとされるのは実質的に 2,000 円の負担増で得られる返礼品である。返礼品は制度的には寄附額の一定割合（30%）であり、返礼品に関する集中度の分析は、本稿で行った寄附金控除の分析と同じことになる。したがって、寄附金控除の高所得層への集中は返礼品が同様の集中をもたらしていることになり、高所得者に有利との批判の背景が明らかになったと言える。

地域ごとの分析からは、住民税所得割の納税者 1 人当たり総所得金額等が低い地域でふるさと納税のネット収支がプラスとなり、高い地域でマイナスという傾向が明らかになった。つまり、市町村の財源再分配という効果が生まれているということである。

むすびと今後の課題

2008 年からふるさと納税が始まり、個人の寄附金支出額は大きく増加した。総務省のホームページには、ふるさと納税の理念として、「税制を通じてふるさとへ貢献できる仕組みはできないか、お世話になった地域や応援したい地域へも力になれる制度であること、選んでもらうに相応しい地域のあり方を考えるきっかけ」等と書かれている。

ふるさと納税は、寄附金額から 2,000 円の足切額を差し引いた残りの金額について設定された上限額までが所得税と住民税から全額控除されることになる。さらに、返礼品を受け取ることができるというメリットがある。ふるさと納税制度については、高所得層に有利に働くという批判もある一方で、受け取る側の団体から見れば、寄附金収入を活用し、地域の地場産業が返礼品として用いられることで地域にとっては有益であるという評価もある。

本稿では、これらの批判や評価を踏まえ、寄附金控除の創設や現行制度の確認を行い、寄附金控除の現状を所得税と個人住民税の両方から所得階級別に、また、個人住民税ではふるさと納税に焦点を当てて所得階級別、地域別に実証分析を行った。その結果と考察をまとめると以下ようになる。

給与所得者がふるさと納税を行った際、全額が税額控除の対象となる金額の給与収入に対する比率は高所得者ほど高くなっている。『市町村税課税状況等の調』のデータを用いて、所得階級別に総所得金額等に対する寄附金税額控除の割合を求めると高所得者ほどその割合は高くなった。ただし、税額控除の対象となる寄附金は他の地域への納税に振り替えられていることになり、税負担額の軽減には結びつかず、負担構造にも影響は及ぼさない。したがって、ふるさと納税の所得階級別分析において大きな意味を持つのは、その利用状況の高所得層への集中度合いである。

そこで本稿では、ふるさと納税の利用（寄附金税額控除）が高所得層にどのくらい集中しているかの測定を行った。高所得層への集中度を 2009 年度から 2021 年度まで求めた結果、高所得層が相対的に多く利用し集中が生じていることが示された。ふるさと納税は寄附の形で他地域に“納税”する仕組みであり、その金額を税額控除の対象とする限り納税者の税負担の軽減は起こらず、その意味では税額控除が高所得者にとって有利に作用しているわけではない。ただし、実質的に 2,000 円の負担で返礼品を購入すること

になり、高所得者ほど価値（価格）の高い返礼品を受け取ることになる。このことが高所得者にとってのインセンティブを高めることになり、高所得層に集中する結果を招いたものと考えられる。

ただし、集中度は創設当初 0.6 台であったものが、近年は 0.4 台にまで低下しており、高所得層への集中の度合いは次第に弱まっている。この要因として、注目すべきは中低所得層での割合も増加していることである。2,000 円の実質的な負担で返礼品を手にするといっても、その返礼品の価値が低く、実施のためには確定申告という手間をかける必要があれば、もともとふるさと納税とは無関係に確定申告を行っている納税者と比較すれば当然インセンティブは弱められる。しかしながら、図 3 で示されたようにワンストップ制度の導入後、所得に対する税額控除の割合の上昇は全階層で見られるが、上昇の程度は中低所得層での拡大が高所得層よりも相対的に大きく、これが高所得層への集中度の低下につながっている。

現状は依然として高所得者への集中は続いているが、寄附（納税）額の 3 割が 2,000 円以上を上回る限りふるさと納税によるメリットを受けることができ、さらに多くの納税者がふるさと納税を利用することになれば集中度はさらに低下する。もちろんこの場合でも、返礼品によって金額的に大きなメリットを受けるのは住民税所得割の納税額が大きな高所得層であり、この点に関する高所得層の有利性は変わらない。このような高所得者の有利性を抑制するためには、税額控除（つまりは返礼品）の上限を所得に対する比率ではなく金額を固定して上限を設定することが考えられる。

地域別では、総務省の『ふるさと納税ポータルサイト』にある「令和 4 年度ふるさと納税に関する現況調査等」のデータを用いて分析を行った。1,741 市町村、特別区についてふるさと納税の受入額から返礼品等の費用、寄附金税額控除額を差し引いたネットの収支を求めた。また、税額控除による税収減については地方交付税が増加することになるためそれを含めて算出した。これを用いて各市町村の 1 人当たり総所得金額等との相関を確認したが、所得の低い地域でふるさと納税による収支がプラスになることが明らかとなった。本稿の前半で示されたふるさと納税の高所得層への集中は、結果的に相対的に所得水準の高い都市圏から地方圏への資金の移転を引き起こしてきた。

住民税所得割の課税対象である総所得金額等で見た地域の経済力の高い地域から低い地域への財源移転という視点からは、ふるさと納税が有効に作用していると言える。返礼品競争を通して自治体間の競争を促進するという効果が期待されることもふるさと納税のプラス評価につながる。他方、ネットの収支を明確にすると、図 5 で示されたようにプラスの値で突出する自治体も明示されることになる。ふるさと納税の現状認識のためには、個別ケースの検証も求められる。なお、市町村別のネットの収支については時系列での変化も明らかにするべきところであるが、2018（平成 30）年度以前は返礼品等のふるさと納税に関わる経費の情報を得ることができなかった。

本稿ではふるさと納税を通じたネット収支が経済力（1 人当たり総所得金額等）の低い多くの団体でプラスになっていることが示されたが、ふるさと納税による地方団体間における財源の不平等度への影響といった観点からの分析がなされている。たとえば佐藤（2017）では、市町村民税の低い自治体で、ふるさと納税によるネットの増収（ふるさと納税の受取額から税額控除を差し引いた収支）が、1 人当たり市町村税の低い団体でばらつきが多いことを指摘し、伊藤（2023）では、ふるさと納税によって地方団体間で生じている歳入の不平等度が拡大することが指摘される。前者については、本稿の図 5 で示されるように、納税者 1 人当たり総所得金額等が低く、ふるさと納税によるネット収支がプラスの団体の中でも大きなばらつきが生じていることがその結果に結びついている。後者の歳入総額の不平等度に関する分析結果は次

のように解釈することができる。1人当たり歳入総額（つまり歳出総額）の不平等度は、経済力の弱い自治体の方が高いグループに属する形で生じている²⁾。一方、1人当たりの地方税収は経済力の強い自治体で高くなる傾向にあることから、不平等度の判定において1人当たり歳入総額とは順序が逆の不平等が生じていることになる。したがって、本研究の結果からも示されるようにふるさと納税が傾向的に経済力（住民税所得割の納税者1人当たり総所得金額等）の低い自治体でネット収支がプラスになることと、歳入総額の不平等度を拡大するという結果は整合性がある。

本稿では、所得水準に着目した分析と地域間に着目した分析という2つの軸を設けて考察を行ったが、前者のふるさと納税の利用が高所得層に集中してきたことと相対的に高所得の都市圏から地方圏への財源移転が生じている結果とは裏表の関係にあると見なすことができる。ただし、近年その制度の利用の高所得層への集中度合いが弱まっていることを考慮すると、高所得層への集中が縮小しても同様に相対的に所得の低い地方圏への財源移転となるのかどうかはさらに検証の必要がある。

本研究では、個々の納税者や地域間で生じているふるさと納税の効果を示したが、ふるさと納税の評価にはマクロベースで生じている影響も考慮しなければならない。林（2023）では、ふるさと納税による財政全体の資金への影響が示されている³⁾。そこでは、ふるさと納税は税額控除方式であることから、公的な財源の増加は返礼品の有無に関わらず財政全体として捉えた場合の財源増は1件当たり2,000円、2021年度で見れば約4,000万件について約800億円である。一方、返礼品の調達費は2,300億円、つまり、全体としてみれば差し引きでは約1,500億円の地域（地場産業）振興費が使われていることになり、その資金は別の地域や地方交付税を通じて国の資金が充てられている。ふるさと納税は納税先の振替えであり、同時に、国、地方を通じた公的な資金の移動と関係事業者への資金の流れが生じている。地域貢献や災害支援といった返礼品を目的としないふるさと納税が行われるケースもあるが、2,000円を除き税額控除の対象としている限り、納税額の一部を寄附金に振り替えていることに変わりはなく、自己負担を伴う社会貢献とは一線を画するものと言わざるを得ない。

本稿では税収の低い地域への財源の移動というプラスの効果があることと同時に、総額の増加の背景には高所得層に集中していたふるさと納税の税額控除が中間層に拡大してきたことがあることを実証的に示した。

ふるさと納税制度は、その仕組み上、個々の納税者にとっては、2,000円の負担で返礼品を入手できると割り切れば、その利用は合理的な行動であり、適切な返礼品のある地域が募集に努めることも合理的である。現行制度のもとでは、所得水準に関わりなく拡大することが予想される。ミクロ面、マクロ面でどのようなことが起きているかの分析を前提に、ふるさと納税制度をいつまで、どの規模で実施すべきか、継続的に考察と検討を進める必要がある。

他方、ふるさと納税による税額控除の上限額を超えて、言いかえると自己負担を伴いつつ寄附が行われているケースも存在する可能性はあり、返礼品とは別に地域貢献とみなして寄附が行われるケースも考えられる。現在の分析手法とデータからはそれらを読み取ることはできないが、今後、返礼品とは無関係に地域への貢献意識を持った寄附行動の内容についての検証も必要であろう。

²⁾ 市町村の1人当たり歳入総額（歳出総額）が人口規模の小さい団体に高くなることについてはいくつかの実証分析が行われている。たとえば、広田・湯之上（2017）。

³⁾ 林（2023）p.39。

参考文献

- 伊藤敏安 (2023) 「ふるさと納税は市区町村間の歳入格差をもたらしているか？」『修道法学』第45巻第2号, 27-36頁。
- 金子宏 (2019) 『租税法 (第23版)』弘文堂, 214頁。
- 国税庁 (各年版) 「申告所得税標本調査結果」
<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/shinkokuhuhon/top.htm> (最終閲覧日 2023年6月1日)。
- 佐藤主光 (2017) 「ふるさと納税の是非 (下)」日本経済新聞『経済教室』4月7日朝刊。
- 末松智之 (2020) 「ふるさと納税の返礼率競争の分析」PRI (財務総合政策研究所) Discussion Paper Series No.20A-04。
- 総務省 (各年版) 「市町村税課税状況等の調」
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/chiran09.html (最終閲覧日 2023年6月1日)。
- 総務省 「ふるさと納税ポータルサイト」
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html (最終閲覧日 2023年6月1日)。
- 総務省 (2007) 「ふるさと納税研究会報告書」
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/furusato_tax/pdf/houkokusyoyo.pdf (最終閲覧日 2023年6月1日)。
「ふるさとチョイス HP」
https://www.furusato-tax.jp/about/municipal_tax (最終閲覧日 2023年6月1日)。
- 総務省 (2022) 「令和4年度ふるさと納税に関する現況調査について」
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/topics/20220729.html (最終閲覧日 2023年6月1日)。
- 総務省 (2023) 「令和3年度市町村別決算状況調」
https://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/r03_shichouson.html (最終閲覧日 2023年6月1日)。
- 沼尾波子 (2020) 「返礼品システムにみるふるさと納税制度の課題」『税』第75巻第9号, 52-54頁。
- 橋本恭之 (2022) 「所得再分配とふるさと納税」『関西大学経済論集』第71巻第4号, 271-287頁。
- 林宏昭 (2023) 「地方税原則と地方税の課題」『租税研究』第880号, 20-44頁。
- 広田啓朗・湯之上英雄 (2017) 「市町村歳出と人口規模の実証分析」『公共選択』第67号, 5-22頁。
- 藤田晴 (1992) 『所得税の基礎理論』中央経済社, 99-100頁。
- 増井良啓 (2005) 「所得税法から見た日本の官と民 寄付金控除を素材として」『融ける境 超える法3 市場と組織』(第2章) 東京大学出版会, 33-57頁。
- 松原有里 (2007) 「物的控除は必要かー社会保険料控除, 保険料控除, 寄付控除」『税研』第136号 (第23巻第3号), 43-49頁。
- 保田隆明・保井俊之 (2017) 『ふるさと納税の理論と実践』事業構想大学院大学出版部。